

第 18 回 取引所外売買等に関するワーキング・グループ

〔 平成 30 年 1 月 25 日（木） 午前 10 時 00 分
東京証券会館 5 階 第 1 会議室 〕

議 案

- 取引所外売買における売買停止の運用見直しに係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等について

以 上

第17回会合における委員からの御意見及びそれに対する考え方について

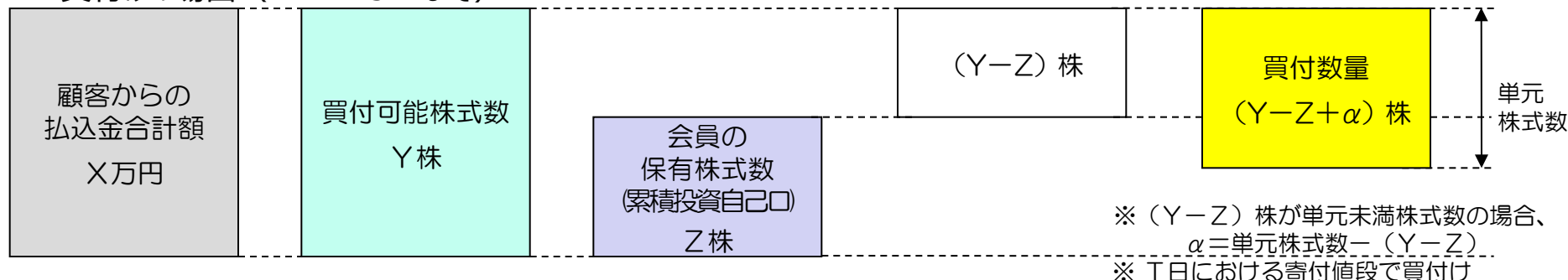
委員からの御意見	御意見に対する考え方	備 考
1. 協会員に求められる態勢整備（第6条の2）		
○ 協会員（認可会員を除く。）による取引所取引時間内の不明確情報等入手の必要性について —— 協会員（認可会員を除く。）は、取引所取引時間内には金融商品取引所による売買停止措置に基づき売買停止を行えばよく、取引所取引時間外には自ら情報を収集し、取引所外売買の売買停止を判断することが求められるという理解でよい。	✓ 協会員（認可会員を除く。）は、取引所取引時間内には金融商品取引所による売買停止措置に関する情報を入手する態勢が、取引所取引時間外には不明確情報及び認可会員による売買停止措置に関する情報を入手する態勢並びに当該情報に基づき売買停止を適切に行う態勢を求めるものです。 ✓ 規則の一部改正案において、協会員（認可会員を除く。）が不明確情報と認可会員による売買停止措置に関する情報を、取引所取引時間外において入手すべき旨を明確にします。	
2. 認可会員に求められる態勢整備（第6条の4）		
○ 認可会員における金融商品取引所による売買停止措置に係る情報の入手方法について —— 取引所による売買停止措置に関する情報の有無を確認できる態勢とは、東証の FLEX（リアルタイム情報配信サービス）で配信されるデータに対応することを想定しているか。 —— 情報ベンダーを経由した金融商品取引所による売買停止措置に係る情報を入手する方法は許容していただきたい。	✓ 東証の FLEX で配信されるデータに対応し、東証の売買停止措置に関する情報を入手する態勢は、東証の「上場株券等の売買の停止に関する情報の有無を確認できる態勢」が整備されているといえます。 ✓ ただし、東証以外の金融商品取引所には、東証の FLEX と同等の仕組みは存在しませんので、東証の上場株券等以外の銘柄については注意が必要です。 ✓ 情報ベンダーを経由して情報を入手している場合その他の媒体（金融商品取引所からの FAX や取引参加者向けホームページ等）によっても、金融商品取引所による売買停止措置に係る情報を適切に入手できる態勢であれば、本規定を充足するものと考えられます。	

委員からの御意見	御意見に対する考え方	備 考
3. その他		
○ 売買停止の適用除外の範囲について —— エクイティ・デリバティブの現物決済取引、VWAP ギャランティ取引及び引け値保証取引等は、約定価格が決定された時に取引所外売買が約定したものであるとして日証協に報告しているが、契約に基づき定められた条件にしたがって約定価格が決定しているに過ぎない。このため、このような取引を売買停止の適用除外としてはどうか。	✓ 第6条の2第4項において、株式累積投資の買付方法のうち「仕切売買による店内対当の方法により、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかない方法により、あらかじめ定めた買付注文を執行する日の、あらかじめ定めた取引所金融商品市場の価格に基づき、継続的に行う買付注文の執行」について、売買停止の適用除外とする案を提示しておりましたが、当該買付注文の執行も御意見と同様の形態と考えられます。 ✓ 左記及び上記の取引については、約定価格（VWAP 値、引け値等）が確定した後に約定したとして原則として5分以内の報告を求めているところですが、取引所内売買（立会外売買）との平仄及び約定タイミングの見直しを含め、総合的に検討する必要があると考えられます。 ✓ したがって、今回の改正では措置しないこととしてはどうかと考えられます。	株式累積投資の仕切・店内対当による買付注文の執行方法については、別紙の参考1参照。 VWAP ギャランティ取引については、別紙の参考2参照。  株累投の仕切・店内対当とVWAPG.ppt

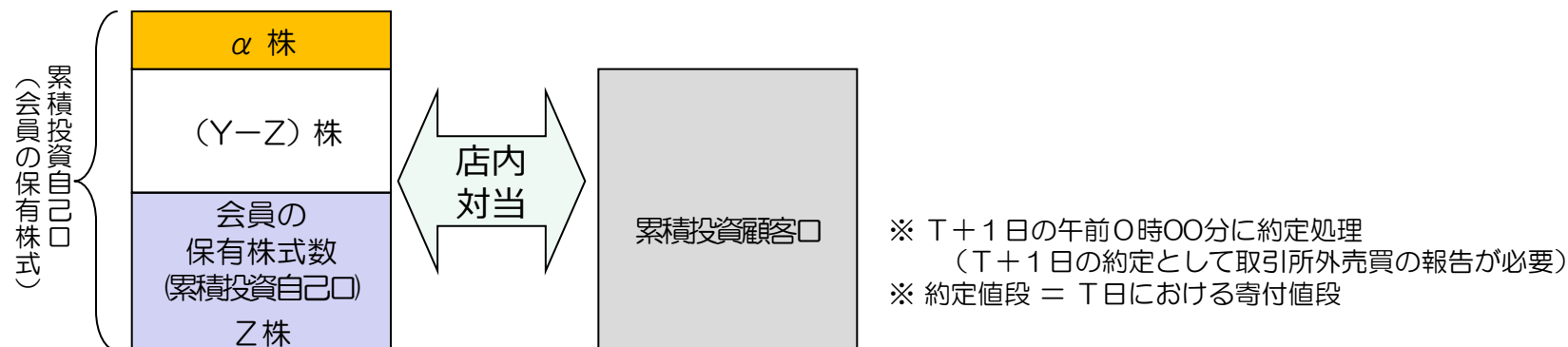
(参考1) 株式累積投資の仕切売買による店内対当について

1. 顧客の払込金合計額により買付可能株式数を算出する。
2. 株式累積投資共同買付口において、会員が自己で保有する株式数を上記1. で算出した買付可能株式数から控除する。
3. 上記2. で算出した株式数につき単元未満株式数を単元株式数に切り上げたうえ、会員は、当該単元株式数につき取引所金融商品市場において寄付値段で買い付ける。
4. 累積投資顧客口と累積投資自己口を店内対当させ、当該約定値段を取引所金融商品市場における寄付値段とする。
5. 累積投資顧客口の残株数を顧客の払込金に応じて配分する。

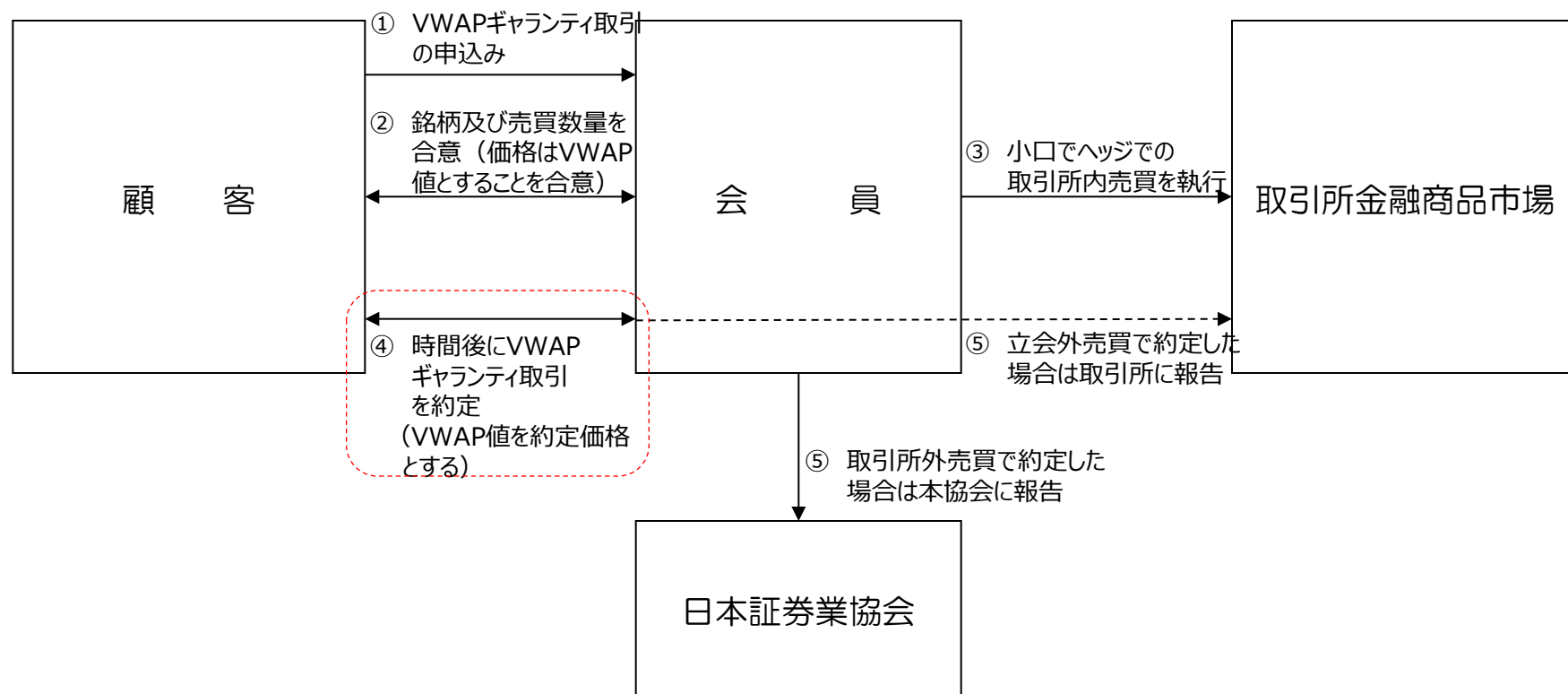
1. 買付けの場面（1. ～ 3. まで）



2. 店内対当の場面（4. 及び 5. ）



(参考2) VWAPギャランティ取引について



VWAP値が算出され、当該VWAPギャランティ取引の約定をつけるタイミングで、金融商品取引所において売買停止措置が講じられた場合には、当該売買停止措置が解除されるまでの間は、当該VWAPギャランティ取引の約定は未成立との運用を行っている。

VWAPギャランティ取引の銘柄・売り／買いの別・売買数量・約定価格（＝VWAP値）が既に確定している場合には、売買停止措置が講じられている間であっても、約定を成立しても差し支えないものとすべき。

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等について（案）

平成 30 年 ● 月 ● 日

日 本 証 券 業 協 会

I. 改正等の趣旨

我が国株式市場は取引所金融商品市場と取引所金融商品市場外における取引により構成されているが、市場全体の公正性及び透明性を確保し投資者保護を図る観点からは、投資判断に重大な影響を与えるおそれのある情報が生じその内容が不明確である場合等には、取引所金融商品市場外においても適切に売買停止措置等が講じられる必要がある。

平成 28 年 12 月 22 日に「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」が取りまとめられたが、そのなかでも、「取引所、PTS 等の関係者において所要の態勢整備を行うとともに、売買停止等に至るまでの判断や連携の手順等について具体的に検討が進められるべきである。」とされている。

これを受け、本協会「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」では、取引所外売買に関し、認可会員による売買停止措置の適切性の確保、協会の売買停止措置に係る適切な態勢整備の明確化及び本協会の売買停止措置のあり方等について検討を行った。

今般、その検討結果等を踏まえ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正

- (1) 平成 14 年 12 月 27 日付「証券会社の事故処理のための取引に係る本協会規則の適用関係について」（日証協（規審）14 第 327 号・（市エ）14 第 86 号）の内容について規則において明文化し、協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し、未確認売買等の不適切行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。（第 4 条第 4 項）
- (2) 協会員は、金融商品取引所が、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合等として上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により売買が再開されるまでの間、当該上場株券等の取引所外売買等を成立させてはならないものとする。（第 6 条）
- (3) 協会員は、上場株券等の取引所外売買等（認可会員が行う認可業務によるものを除く。

以下（４）から（６）において同じ。）を行おうとする場合には、金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報等の有無を確認できる態勢を整備しなければならないものとする。
(第６条の２第１項)

- (４) 協会員は、取引所取引時間外に、上場株券等又はその発行者に関し投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報を知った場合に、直ちに金融商品取引所による当該上場株券等の取引開始時までの間、当該上場株券等の取引所外売買等を成立させないための態勢を整備しなければならないものとする。

(第６条の２第２項)

- (５) 会員が、自らの海外関連会社との間で、当該会員又は当該海外関連会社がその顧客との間で行った上場株券等のポジション移管を目的とする取引所外売買を行おうとする場合には、金融商品取引所等による売買の停止等に関わらず、これを行うことができるものとする。
(第６条の３)

- (６) 認可会員は、金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならないものとする。
(第６条の４第１項)

- (７) 認可会員は、上場株券等又はその発行者等に関し投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報であってその内容が不明確である場合等において、認可業務による当該上場株券等の取引所外売買を適切に停止する措置を講じるために必要な態勢を整備しなければならないものとする。
(第６条の４第２項)

- (８) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止する場合には、当該上場株券等の銘柄名及び売買を停止する期間等について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、直ちに公表しなければならないものとする。

(第６条の４第３項)

- (９) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止した場合には、当該上場株券等の銘柄名及び売買を停止した期間等について、遅滞なく本協会に報告しなければならない。
(第６条の４第４項)

- (１０) 本協会は、金融商品取引所が上場株券等について売買の停止その他の措置をとった場合において、当該上場株券等の取引所外売買を停止する措置を講じないものとする。

(第６条の５)

- (１１) 認可会員は、認可業務による上場株券等の取引所外売買の申込みに係る価格等及び売買価格等の情報を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならないものとする。
(第１７条の４)

- (１２) その他所要の規定の整備を図るものとする。

2. 「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正

○ 上記 1. を踏まえ、所要の整備を図るものとする。

3. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則における取引所外売買の停

止に関するガイドライン」の制定

- 上記 1. を踏まえ、協会員が上場株券等の取引所外売買の停止の取扱いに関し、標記ガイドラインを制定する。

- 4. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定による取引所外売買の停止に関するガイドライン」の廃止

- 上記 1. 及び 2. に伴い、標記ガイドラインを廃止する。

Ⅲ. 施行等の時期

改正後の規則及び細則並びに上記Ⅱ. 3. のガイドラインは、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

また、上記Ⅱ. 4. のガイドラインは、平成 30 年 6 月 30 日をもって廃止する。

以 上

- 本件に関するお問合せ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8481)

資料 2-2

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 30 年 月 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
（定義） 第2条 （ 現行どおり ） 1～4 （ 現行どおり ） 5 認可会員 上場株券等の私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。）の認可を受けた会員をいう。 6～8 （ 現行どおり ） <u>9 参加会員 認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。</u> （適用除外） 第4条 （ 現行どおり ） 2・3 （ 現行どおり ） <u>4 協会員が媒介等を行う取引所外売買のうち、顧客から受託した上場株券等の売買に関し金商業等府令第118条第1号イからホまでに掲げる行為があった場合であって、当該行為に係る当該上場株券等の売買を解消し、又は顧客注文の本旨に従った履行をするために、顧客の同意を</u>	（定義） 第2条 （ 省 略 ） 1～4 （ 省 略 ） 5 認可会員 上場株券等の私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。以下同じ。）の認可を受けた会員をいう。 6～8 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （適用除外） 第4条 （ 省 略 ） 2・3 （ 省 略 ） （ 新 設 ）	➤ PTS の取引参加者を定義に追加する。 ➤ 平成 14 年 12 月 27 日付け「証券会社の事故処理のための取引に係る本協会規則の適用関係について」（日証協（規審）14 第 327 号・（市工）14 第 86 号）において、事故処理のための上場株券等の取引については、本規則の適用がないことを金融庁にも確認のうえ、通知しているため、規則上明確化する。

改 正 案	現 行	備 考
<u>得て顧客口座と事故処理のための口座との間で行うものについては、この規則を適用しないものとする。</u> (<u>協会員による売買の停止禁止等</u>) 第6条 <u>上場株券等が上場されている取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が、当該上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合として当該上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、当該金融商品取引所により当該上場株券等の売買が再開されるまでの間（金融商品取引所が当該上場株券等の売買を停止した日の取引所取引時間（取引所金融商品市場における取引時間をいう。以下同じ。）内に売買を再開しない場合には、翌日（当該金融商品取引所が定める休業日に当たるときは、順次繰り下げる。<u>以下同じ。</u>）の取引開始時までの間）、当該上場株券等につき、会員においては当該会員が行う取引所外売買を成立させてはならず、協会員においては当該協会員が媒介等を行う取引所外売買を成立させてはならない。</u>	(新 設)	- 取引所が売停（破たん等不確実情報が生じていることが売停事由であるものに限る。）を掛けている銘柄について、取外売買(PTS、相対売買とも)は全面禁止。ただし、取引所の売停と同時に取外売買で売停を講じることは困難であるため、「知ったとき」からとする。<u>であり、表現の工夫が必要。</u> - 取引所が終日売停を行った場合には、翌営業日の売買再開（東証の場合は 08:20）まで売買を<u>停止禁止</u>する。 - ここでの「取引所外売買」は PTS と相対売買の両方を含む。 - 東証：業務規程 29 条第 2 号を引用 →「投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で当該情報の内容が不明確である場合又は当該金融商品取引所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合」 ※「取引所取引時間」：東証「ToSTNeT 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例」第 10 条＝単一銘柄取引及びバスケット取引の取引時間は、08：20～17：30 まで 「売買を停止する予定であること」とは、取引所が予告売停をする場合を想定している。たとえば、朝の 8：00～8：19 の間に、8：20 からの売買を停止することを予告した場合、当

改 正 案	現 行	備 考
(認可会員以外の協会員による取引所外売買を成立させないための停止等に係る管理態勢整備) 第 6 条の 2 協会員は、<u>上場株券等の取引所外売買又は媒介等</u>（認可会員が認可	(新 設)	該予告売停が発表されてから 8：20 までの間に、取引所外において駆け込みによる異常な売買が行われることを防止するため（現行の協会による売停の運用と同様）。 ・上場会社又は取引所（<u>監理銘柄・整理銘柄の指定</u>）による発表（<u>取引所による発表は監理銘柄・整理銘柄の指定に限る。</u>）を協会員及び特定投資家である顧客の双方が<u>当該発表を確認した場合に限り、当該確認した時から取引所外売買（相対売買に限る。）を再開可と</u>することも考えられ<u>た</u>るが、<u>その場合において、</u>特定投資家と特定投資家以外の顧客との取引機会の<u>差が生ずることに合理的な説明ができないため、違いをどう説明すべきか適用除外は設けないこととする。</u> ・2014(平成 26)年 7 月「現物市場の取引時間拡大に向けた研究会 報告書」では、上場株券等の発行者等から不明確情報の真偽及び内容に関する発表が行われた場合であっても、情報伝達のスピードが遅い可能性が考えられるほか、上場会社においても適時開示の体制がとりづらいことも考えられ、事務局から、夜間取引では取引時間の終了まで売買停止を継続するといったマーケットデザイン案が提示され、概ね異論はなかったとされている。 ・取引所外売買（相対売買）を行う協会員は、取引所又は PTS による売停の有無、報道等で経営破たん等の不明確情報の有無を確認するための必要な態勢（社内規則や社内マニュアルの整備及びその運用、担当者への研修及び

改正案	現 行	備 考
業務により行うものを除く。以下この条において同じ。)による取引所外売買を行おうとする場合には、次の各号に掲げる情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。<u>ただし、第2号及び第3号に掲げる情報については、取引所取引時間外に取引所外売買又は媒介等による取引所外売買を行おうとする場合に限る。</u> 1 第6条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止措置に係るに関する情報 2 上場株券等又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報であって、その内容が不明確なもの又はその内容が周知される必要があるもの(取引所取引時間外に限る。) 3 第6条の4第3項に定める認可会員による上場株券等の売買の停止に関する情報のうち同条第2項第2号に掲げるもの(取引所取引時間外に限る。) 2 協会員は、取引所取引時間外において、前項第2号に掲げる情報を知った場合には、直ちに金融商品取引所による当該上場株券等の取引開始時までの間に	(新 設)	周知徹底等)を整備しなければならない。 ・ 上記態勢整備は、2006(平成 18)年3月「取引所外取引及びPTSに係るシステム見直しに関するワーキング・グループ」報告書において「取引所の取引時間外については、当面発行会社からの情報を直接入手できないなどの理由から、売買停止措置を講じないこととしたが、会員において受発注を行う際には、これらの情報について最善の注意を行うこととした。」の「最善の注意」を明確化するもの。 ・ <u>取引所取引時間内は金融商品取引所の売買停止措置に係る情報の有無を確認すれば足り、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報 不明確情報及びPTSの売買停止措置に係る情報の有無の確認は不要とする(投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報 及び PTSの売買停止措置に係る情報の有無の確認は、取引所取引時間外に限る。)</u> ・ PTS 以外の相対売買の表現は、現行 13 条を踏襲 ★<u>売買を禁止する情報の種類はを具体化することは困難であるため、過去に売買停止を行った事例を基に、留意すべき情報をガイドラインで例示する。</u> ・ 取引所外売買(相対売買)を行う協会員は、第1項に基づく情報収集の結果、取引所の売買再開、PTSの売停の有無又は報道等による経営破たん等の不明確情報を知ったときは、適

改 正 案	現 行	備 考
いて、当該上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買<u>をの成立を停止する させないための 直ちに停止することができる</u>態勢を整備しなければならない。		<u>切に売買停止を直ちに停止成立させないするため</u>に必要な態勢（社内規則や社内マニュアルの整備及びその運用、担当者への研修及び周知徹底等）を整備しなければならない。 ・ <u>上記態勢整備は、2006(平成18)年3月「取引所外取引及びPTSに係るシステム見直しに関するワーキング・グループ」報告書において「取引所の取引時間外については、当面発行会社からの情報を直接入手できないなどの理由から、売買停止措置を講じないこととしたが、会員において受発注を行う際には、これらの情報について最善の注意を行うこととした。」の本態勢整備も第1項と同様「最善の注意」を明確化するもの。</u> ・ <u>売買停止措置を講じた上場株券等の売買を再開するためのトリガーは協会員が売買停止を行ったものの、翌営業日の取引所の取引開始時に売買停止措置が講じられないことが明らかになった時とする。</u> <u>(参考1) 当日中に金融商品取引所が売買を再開しない場合（終日売買停止の場合）については、現行、上場株券等の発行者の情報開示時刻に応じて概ね次のとおり運用している。</u> ① 23時44分までの間の情報開示 →翌日0時00分から売買再開 ② 23時45分～23時59分までの間の情報開示 →情報開示時刻の15分後から売買再開 ③ 翌日0時00分～翌営業日の取引所取引開始時刻までの間の情報開示 →翌営業日の取引所取引開始時刻から売買再開 <u>(参考2) 海外現地法人との間の上場株券等の</u>

改 正 案	現 行	備 考
3 協会員は、前項により上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買を停止したに掲げる場合において、当該上場株券等が上場されている取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が当該上場株券等の売買を翌日の取引開始時に停止しなかったときは、当該取引開始時以降は、当該上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買を再開する成立させることができる。 4 第2項により上場株券等の取引所外売買を停止した場合であっても、自主規制規則「株式累積投資及び株式ミニ投資の取り扱いに関する規則」第4条第2号に掲げる方法による当該上場株券等の取引所外売買については、これを行うことができる。	(新 設) (新 設)	<u>取引所外売買は、売買停止措置が講じられている場合であっても適用しない旨を第6条の3により可能とする方向。</u> ・<u>売買停止措置を講じた上場株券等の売買を再開するためのトリガーは協会員が売買停止を行ったものの、翌営業日の取引所の取引開始時に売買停止措置が講じられないことが明らかになった時とする。</u> (参考1) 当日中に金融商品取引所が売買を再開しない場合(終日売買停止の場合)については、現行、上場株券等の発行者の情報開示時刻に応じて概ね次のとおり運用している。 ① 23時44分までの間の情報開示 →翌日0時00分から売買再開 ② 23時45分～23時59分までの間の情報開示 →情報開示時刻の15分後から売買再開 ③ 翌日0時00分～翌営業日の取引所取引開始時刻までの間の情報開示 →翌営業日の取引所取引開始時刻から売買再開 (参考2) 海外現地法人との間の上場株券等の取引所外売買は、売買停止措置が講じられている場合であっても適用しない旨を第6条の3により可能とする方向。 ・<u>株式累積投資の買付注文(一定の計画に従い個別の投資判断に基づかない方法によりあらかじめ定めた買付注文の執行日の、あらかじめ定めた取引所の価格に基づく。)を仕切売買による店内対当の方法により執行する場合には、機械的なものに過ぎないため、売買停止中も当該処理を実施可能とする。なお、現在、仕切売買による株式累積投資を取り扱っ</u>

改 正 案	現 行	備 考
<u>(売買の停止等に係る適用除外)</u> 第 6 条の 3 前 2 条の規定にかかわらず、会員が当該会員の海外関連会社（金商業等府令第 177 条第 6 項に定める関係会社である外国法人をいう。以下同じ。）との間で、当該会員又は当該海外関連会社とその顧客との間で行った上場株券等の売買に係るポジションを移管することを目的として行う当該上場株券等の取引所外売買については、これを行うことができる。 <u>(認可業務における売買の停止等に係る態勢整備)</u> 第 6 条の 4 認可会員は、<u>認可業務を取り扱う時間内において</u>、第 6 条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止措置に係る関する情報の有無を確認できる態勢を整備しなければならない。 2 認可会員は、次の各号に掲げる場合において、認可業務による上場株券等の取引所外売買を直ちに停止する措置を講じるために必要な態勢を整備しなければならない。 1 第 6 条に定める金融商品取引所による上場株券等の売買の停止に関する情報を停止する予定であること又は停止していることを知った場合 2 上場株券等又はその発行者等に関	(新 設) (新 設) (新 設)	ている会員は少ないと考えられる。 ・ 会員が海外関連会社との間でポジション移管を目的として取引所外売買を行う場合は、一律、売買の執行を可能とする。 ・ 認可会員に対し、取引所並みの売買停止措置を講じるために必要な態勢整備（必要な情報を入手し売買停止を適切に判断するための態勢、売買を再開するための情報を入手し適切に再開の判断するための態勢）を求めるための規定を新設する。 ・ 売停措置のトリガーとして東証業務規程 29 条と同じ表現を用いることで、PTS は東証並みの売停態勢を整備しなければならないこととする（債券は本規則の射程外であるため、除外する。）。

改 正 案	現 行	備 考
し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当該情報の内容が周知される必要があると<u>当該認可会員が認められる場合</u> 3 <u>上場株券等の売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないと認められる場合</u> 4 <u>認可業務に係る売買システムの稼働に支障が生じた場合で、上場株券等の売買に係る認可会員の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認められる場合</u> 5 <u>転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、<u>認可会員</u>が必要があると認められる場合</u> 3 <u>認可会員は、前項に基づき認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止する措置を講じる場合には、次に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、直ちに公表しなければならない。</u> 1 銘柄名 2 銘柄コード 3 <u>取引所外売買を停止する措置を講じる期間（売買停止措置に係る売買停止</u>	(新 設)	・ PTS は売停に関する情報をリアルタイムに誰でも見られる状態で公表することをリアルタイムは事実上不可能であるため、即時性の高い「直ちに」と表現する。 ・ PTS での取外売買について、現行第4章第2節の節名で「認可業務による取引所外売買」と表現しているものを踏襲。 ・ 監督指針Ⅳ-4-2-1③イ「リアルタイムで外部から自由にアクセスすることが可能な方法により公表」：PTS 認可会員に価格情報等の外部公

改正案	現 行	備 考
日時及び売買再開日時をいい、売買再開日時が未定である場合はその旨) 4 取引所外売買を停止する措置を講じる理由 5 その他本協会が必要があると認める事項 4 認可会員は、第2項に基づき認可業務による上場株券等の取引所外売買を停止し、又は売買を再開したる措置を講じた場合には、次の各号に掲げる事項を遅滞なく、本協会に報告しなければならない。 1 銘柄名 2 銘柄コード 3 取引所外売買を停止したる措置を講じた期間（売買停止措置に係る売買停止日時及び売買再開日時をいう。） 4 取引所外売買を停止したる措置を講じた理由 5 その他本協会が必要があると認める事項 (本協会による 売買の停止等) 第 6 条の 5 本協会は、次の各号 のいずれかに掲げる場合に おいて、公益又は投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときは、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。 (削 る)	(新 設) (売買の停止等) 第 6 条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、会員が行う取引所外売買及び協会員が媒介等を行う取引所外売買を停止することができる。 1 金融商品取引所が上場株券等について	表を求めるもの ・金融商品取引法第 128 条において、金融商品取引所に対し、売買停止措置を講じた場合及び売買停止措置を解除した場合、当局に対し遅滞なく届け出ることを義務付けているが、同様の規定を新設し、認可会員における売買停止措置及びその解除に係る実態をモニタリングできる体制を整備する。

改 正 案	現 行	備 考
1 上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合 2 本協会が売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でないと認める場合 3 その他本協会が必要であると認める場合 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等) 第 6 条の 6 (現行どおり) 2 認可会員は、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客(参加会員を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない。	<u>て売買の停止その他の措置をとった場合</u> 2 上場株券等又はその発行者に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は本協会が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合 3 本協会が売買等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買等を継続して行わせることが適当でないと認める場合 4 その他本協会が必要であると認める場合 2 (省 略) 3 (省 略) (私設取引システムにおける空売りに係る管理態勢の確立等) 第 6 条の 2 (省 略) 2 認可会員は、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客(参加会員 <u>(認可会員が行う認可業務により執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員をいう。以下同じ。)</u>を除く。以下同じ。)から当該空売りの注文を受けるときは、細則で定めるところにより行わなければならない	

改 正 案	現 行	備 考
3 (現行どおり) <u>(参加会員への通知)</u> <u>第 17 条の 4</u> 認可会員は、認可業務による取引所外売買に係る第 17 条の 2 第 1 項各号及び前条第 1 項各号に掲げる事項を、直ちに当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならない。 付 則 この改正は、平成 30●年 7●月 1●日から施行する。	い。 3 (省 略) (新 設)	・金融商品取引所等に関する内閣府令第 74 条及び別表第一により、取引所は気配及び約定情報を「直ちに会員等に通知すること」が求められているため、認可会員にも同等の義務を課すものとする。 ・東証はボランタリーベースで 20 分ディレイの気配・価格情報等をホームページで提供し、ビジネスベースでリアルタイムの気配・価格情報を提供しているが、これを規則化することまでは要しないか。 ・認可会員が、参加会員が当該事項を確認できる状況を整備すれば、参加会員が情報ベンダーから情報を取得する場合も、通知したとみなすこととする。

資料 2-3

『「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に関する細則』の
一部改正について（案）

平成 30 年 月 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（認可会員が空売りを行う場合の裏付けの確認等） 第2条 認可会員は、規則 <u>第6条の6</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システム（規則 <u>第6条の6</u> 第1項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合において、自社の顧客（参加会員（規則 <u>第2条第9号</u> に規定する参加会員をいう。）を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置（金融商品取引法施行令第 26 条の2の2に規定する決済措置をいう。以下同じ。）が講じられていることを確認しなければならない。 2～4 （ 現行どおり ） （認可会員が空売りを行う場合の明示及び確認） 第3条 認可会員は、規則 <u>第6条の6</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。 2・3 （ 現行どおり ）	（認可会員が空売りを行う場合の裏付けの確認等） 第2条 認可会員は、規則 <u>第6条の2</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システム（規則 <u>第6条の2</u> 第1項に規定する私設取引システムをいう。以下同じ。）において空売り（信用取引を除く。以下同じ。）を行う場合において、自社の顧客（参加会員（規則 <u>第6条の2第2項</u> に規定する参加会員をいう。）を除く。以下同じ。）から当該空売りの注文を受けるときは、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置（金融商品取引法施行令第 26 条の2の2に規定する決済措置をいう。以下同じ。）が講じられていることを確認しなければならない。 2～4 （ 省 略 ） （認可会員が空売りを行う場合の明示及び確認） 第3条 認可会員は、規則 <u>第6条の2</u> 第2項及び第 18 条第 1 号ロの規定に基づき、私設取引システムにおいて空売りを行う場合において、自社の顧客から当該私設取引システムにおいて行う有価証券の売付けの注文を受けるときは、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。 2・3 （ 省 略 ）
付 則 この改正は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。	

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則 における取引所外売買の停止に関するガイドライン（案）

日本証券業協会

上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則（以下「規則」という。）第6条及び第6条の2第1項並びに同条第2項において、認可会員以外の協会員（以下「協会員」という。）は上場株券等の取引所外売買又は媒介等による取引所外売買の停止及びそのために必要な態勢を整備することとされているが、次の事項について留意する。

なお、このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、規則で定めるところによる。

1. 規則第6条において、取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が上場株券等の売買を停止する予定であること又は停止していることを知ったときは、協会員は、当該上場株券等の売買又は媒介等による取引所外売買を成立させてはならないとされているが、次に掲げる事由については、原則として、取引所外売買を停止しないこととし、取引当事者である協会員が個々にその取扱いを判断することとする。

（ア）コーポレート・アクション等により受渡決済に支障が生じる場合

（イ）取引所のシステム障害の発生等

（ウ）清算機関又は決済機関のシステム障害の発生等

（注1）振替機関のシステムの稼働等に重大な支障が生じた場合であって、当該支障の解消の見通しが不明である等、取引所外売買に係る決済を行うことができるかどうか不明であるときは、状況に応じて、取引所外売買についても、停止することとする。

（エ）その他（相場の急騰急落等での緊急措置、売買の取消しの可能性の周知等）

（注2）相場の急騰急落等での緊急措置の場合については、関係諸機関等との連携又は調整を行い、その取扱いを判断することがある。

（注3）広域的なリスクの発現の結果として、取引所外売買に係る緊急時事業継続計画（以下「BCP」という。）が発動された場合における当該取引所外売買の取扱いについては、BCPで定めるところによる。

2. 規則第6条の3-2第2項第3号の規定により協会員が整備すべき態勢とは、金融商品取引所の有価証券上場規程により上場株券等又はその発行者等に関し開示が必要とされる情報の有無を確認し、特に次に掲げる情報が生じている場合~~で、当該情報の内容が不明確である場合又は協会員が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合~~において、当該協会員が行う取引所外売買又は媒介等による取引所外売買の停止に関し、適切に対応できる態勢をいう。

（ア）公募増資の実施又は中止

（イ）株主割当増資の実施又は中止

（ウ）第三者割当増資の実施、中止又は失権

（エ）ライツ・オファリングの実施又は中止

（オ）資本金の額の減少（無償減資を除く。）

- (カ) 株式の併合
- (キ) 株式交換
- (ク) 株式移転
- (ケ) 合併
- (コ) 会社分割
- (サ) 過年度決算の訂正
- (シ) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (ス) 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- (セ) 解散（合併による解散を除く。）
- (ソ) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
- (タ) 公開買付け又は公開買付けに準ずる行為の被買付会社となる会社の運営、業務、財産又は有価証券に関する重要な事項
- (チ) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- (ツ) 行政庁による法令等に基づく処分又は違反に係る告発
- (テ) 親会社の異動
- (ト) 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分
- (ナ) 親会社に係る破産手続開始の申立て等
- (ニ) 債務免除等の金融支援
- (ヌ) 資源の発見
- (ネ) 上場株券等である転換社債型新株予約権社債券の全部又は一部の繰上償還
- (ノ) 監理銘柄又は整理銘柄に指定され则认为される事項（他の取引所金融商品市場又は外国金融商品市場との重複上場銘柄が行う一部の上場市場の上場廃止申請等を除く。）

以 上

付 則

このガイドラインは、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

第18回 取引所外売買等に関するワーキング・グループ資料

資 料 2-5

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正等について（案）

平成30年1月
自主規制本部
エクイティ市場部

1. 趣旨

1. 投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれのある情報が生じ、その内容が不明確である場合等には、投資者保護の観点から、取引所金融商品市場外でも適切な売買停止措置が講じられる必要がある。

- 平成10年6月19日「取引所集中義務撤廃に向けた環境整備のための研究会」報告書（日本証券業協会・東京証券取引所）
 - ✓ 取引所の立会時間内に売買停止が行われている間は、取引所外取引も停止することとする。
 - ✓ 取引所のシステム障害による売買停止の場合は、取引所外の売買停止は行わないこととする。
 - ✓ 取引所外取引については一律に停止するのではなく、証券会社と顧客の判断に委ねるべきとの意見があり審議未了。
 - 平成18年3月14日「取引所外取引及びPTSに係るシステム見直しに関するワーキング・グループ」報告書（日本証券業協会）
 - ✓ 本協会は、（中略）、これまでどおりの運用により売買停止を行うこととした。
 - ✓ 取引所の取引時間外については、当面発行会社からの情報を直接入手できないなどの理由から、売買停止措置を講じないこととしたが、会員において受発注を行う際には、これらの情報について最善の注意を行うこととした。
- ⇒ 報告書におけるこれらの内容を踏まえ、自主規制規則「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」（以下、本資料において「取外規則」という。）により、取引所に合わせた売買停止を日証協が行っており、夜間や早朝は会員において最善の注意を行っている。

2. 一昨年12月22日に取りまとめられた『金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～』では、「取引所、PTS等の関係者において所要の態勢整備を行うとともに、売買停止等に至るまでの判断や連携の手順等について具体的に検討が進められるべきである。」とされた。

これらの状況を受け、「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」では、

- I. 認可会員による売買停止措置の適切性の確保
- II. 協会員の売買停止措置に係る適切な態勢整備の明確化

について検討を行い、本規則の改正等を行うこととした。

2. 骨子 (1/2)

1. 協会員における取引所金融商品市場外の売買の停止等について、以下のとおり定める。

取引所外売買の停止等および再開のタイミング			
取引所取引時間内 (営業日の8:20~17:30*1)	停止等	取引所による売買停止を知ったとき	【第6条】
	再開	取引所による売買の再開*2	【第6条】
取引所取引時間外 (営業日の0:00~8:20 / 17:30~23:59)	停止等	① 取引所の終日売停が続いている場合 (継続停止) ② 投資者の投資判断に重大な影響を及ぼす情報の発生	【第6条】 【第6条の2】*3
	再開	取引所が翌日の取引開始時に売買停止しない場合は、当該取引開始時	【第6条の2】*3
相手方が海外関連会社	ポジション移管を目的とする場合は一律、売買停止の適用除外。		【第6条の3】*3

*1 東京証券取引所の取引時間 *2 取引所が当日の取引所取引時間内に売買を再開しない場合には、翌日の取引開始時

*3 認可会員の私設取引システムにおける取引所金融商品市場外の売買を除く

2. 協会員における取引所金融商品市場外の売買の停止等のための態勢整備について、以下のとおり定める。

協会員 (認可会員を除く)	認可会員
● 以下の情報の有無を確認できる態勢 ① 取引所による売買停止に関する情報 ② 発行体に関する重要な情報*4 ③ PTSによる売買停止*4 ● 取引所取引時間外に②の情報を知った場合に、直ちに取引所外売買の成立を停止する態勢 【第6条の2】	● 取引所による売買停止に関する情報の有無を確認できる態勢 ● 以下の情報をもとに自身のPTSでの売買を停止できる態勢 ① 取引所による売買停止に関する情報 ② 発行体に関する重要な情報・不明確情報 【第6条の4】

*4 取引所の取引時間外に取引所外売買を行おうとする場合に限る

3. 骨子（2/2）、施行の時期

骨子(2/2)

- ❑ 未確認売買等の不適切行為の解消等のために、顧客の同意を得て、顧客口座と事故処理のための口座との間で行う取引所外売買については、この規則を適用しないものとする。【第4条第4項】
- ❑ 認可会員は、認可業務による取引所金融商品市場外売買を停止する場合には、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により直ちに公表しなければならないものとする。【第6条の4第3項】
- ❑ 認可会員は、認可業務による取引所外売買を停止した場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。【第6条の4第4項】
- ❑ 認可会員は、認可業務による申込みに係る価格等及び売買価格等の情報を、当該認可業務における全ての参加会員に対し通知しなければならないものとする。【第17条の4】
- ❑ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則第6条第1項第1号の規定による取引所外売買の停止に関するガイドライン」を廃止し、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則における取引所外売買の停止に関するガイドライン」を制定する。

施行の時期

- ❑ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正及び「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則における取引所外売買の停止に関するガイドライン」は、平成30年7月1日から施行する。
- ❑ 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則第6条第1項第1号の規定による取引所外売買の停止に関するガイドライン」は平成30年6月30日をもって廃止する。

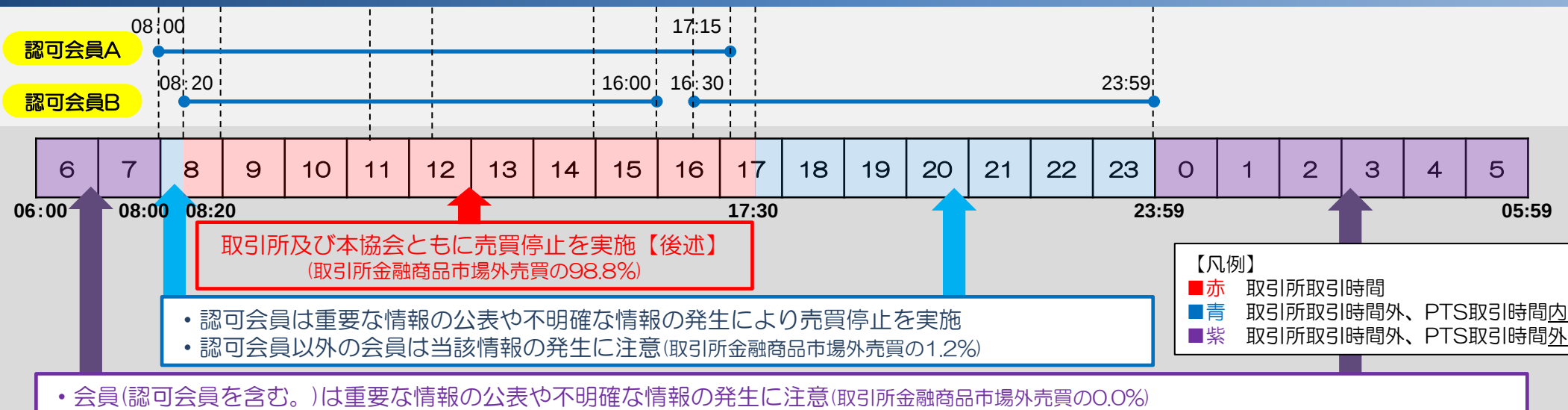
(参考) 見直しの内容

①取引所金融商品市場外売買の売買停止措置のあり方

【東京証券取引所】



【認可会員(PTS)】



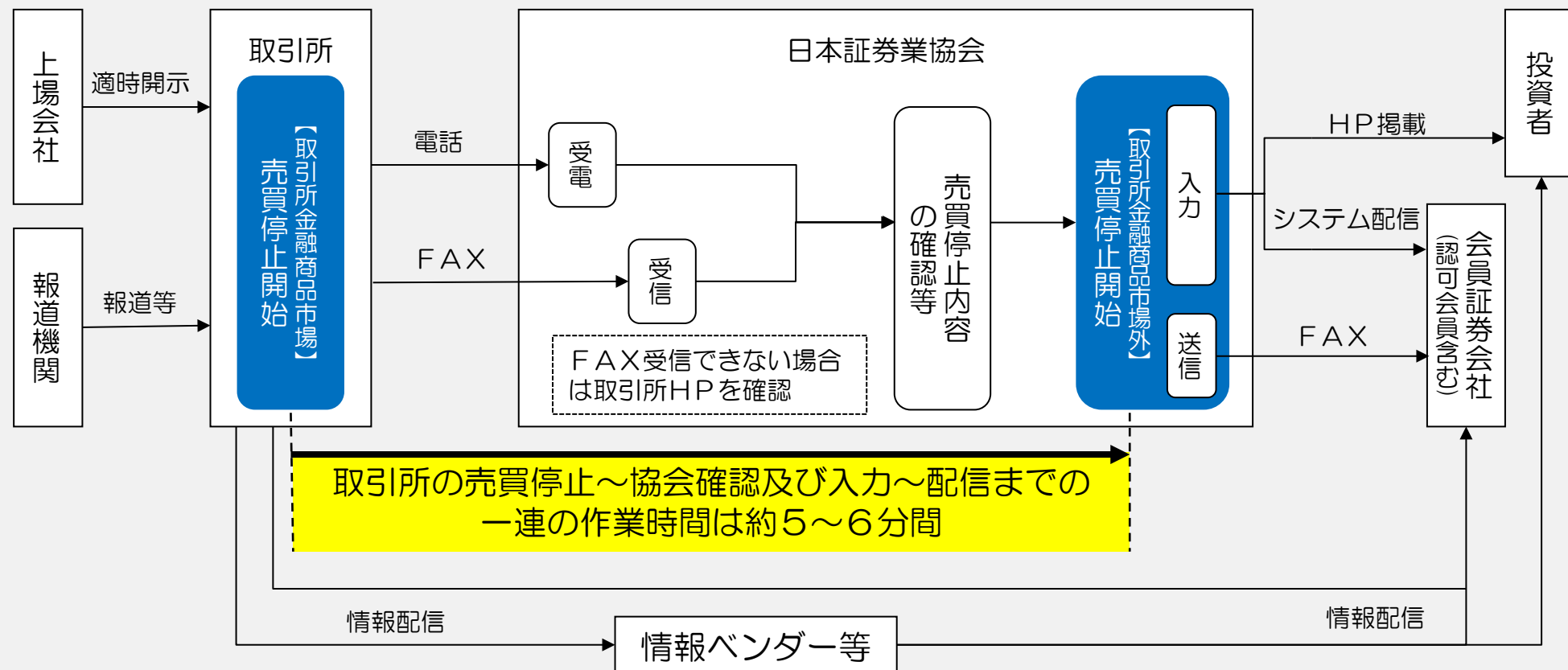
- ◆ 平成18年3月14日「取引所外取引及びPTSに係るシステム見直しに関するワーキング・グループ」報告書（日本証券業協会）
 - ✓ 2. 取引所外売買における売買停止のあり方について
本協会は、（中略）、これまでどおりの運用により売買停止を行うこととした。
なお、取引所の取引時間外については、当面発行会社からの情報を直接入手できないなどの理由から、売買停止措置を講じないこととしたが、会員において受発注を行う際には、これらの情報について最善の注意を行うこととした。
- 上記報告書に記載の「最善の注意」については、各社、夜間取引をする際には、トレーダーが個々にベンダー配信のニュースをチェックするなどの対応をとっているが、規則上明確な規定がない。

➡ これまで行ってきた「最善の注意」を規則化することにより、根拠を明確化する。

(参考) 見直しの内容

②取引所金融商品市場の取引時間内における本協会による取引所外売買の売買停止措置の見直し

【現行の運用】



- ◆ 取引所金融商品市場と取引所金融商品市場外との間で売買停止開始にタイムラグが発生
 - 取引所金融商品市場で売買停止措置が講じられている時間帯にもかかわらず、取引所金融商品市場外での売買が可能な状態となっている
- ◆ 一方、協会員及び投資者においては、取引所の取引システム、情報ベンダーからの情報配信、取引所HP等により、即時性の高い情報を基に売買停止の有無を確認できる環境となっている。

➡ 取引所が不明確情報に基づき売買停止措置を講じた場合には、本協会が売買停止を行うのではなく、協会員が取引所金融商品市場外における売買を停止するものとする。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

END

上場株券等の取引所金融商品市場外での
売買等に関する規則の一部改正等について

平成30年1月
自主規制本部
エクイティ市場部